

## 愛知学院大学短期大学部奨学寄附金運用細則

令和3年4月1日施行

### (目的)

第1条 この細則は、愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）奨学寄附金取扱規程第11条により、奨学寄附金の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

### (受入手続)

第2条 奨学寄附金の受入れが決定した場合、本学事務室はその受入れを「奨学寄附金の受入れについて（回答）」により寄附申込者、財務局財務部経理課（以下「経理課」という。）、財務部財務課（以下「財務課」という。）、寄附を受けようとする研究者（以下「奨学寄附研究者」という。）及び本学事務室に通知する。

### (入金手続)

第3条 寄附申込者から本学宛に奨学寄附金の入金があった場合、経理課は奨学寄附金の入金を本学事務室及び財務課に通知する。

2 本学事務室は受領書、礼状を寄附申込者に送付する。

3 財務課は奨学寄附金の入金額から10%相当額を控除した金額（以下「奨学寄附研究費」という。）を、本学事務室経由で奨学寄附研究者に通知する。

### (使途手続)

第4条 奨学寄附金の入金通知を受けた奨学寄附研究者は、「奨学寄附研究費予算申請書（以下「予算申請書」という。）」を作成し、本学学科長（以下「予算責任者」という。）を経て財務課に提出する。

2 財務課は予算申請書により財務局長の承認を得て、予算責任者を経て奨学寄附研究者に通知する。

### (会計処理手続)

第5条 奨学寄附研究者は学校法人愛知学院経理規程の定めるところにより予算執行、予算差引き及び支払い手続を行うものとする。

### (奨学寄附研究費の繰越)

第6条 奨学寄附研究者は奨学寄附研究費のうち、予算未申請分については翌年度へ繰り越すことができる。予算を申請し示達された研究費の残余については繰り越すことができない。

### (その他)

第7条 この細則に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、奨学寄附研究者及び関係部課で協議する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、教授会の議を経て行う。

附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。